

第4号議案 「役員報酬等及び費用に関する規程」改正の件

【改正箇所】

1. 第4条 会長の報酬額の範囲を8万円から10万円に改正

【変更理由】

(会長の報酬額の範囲)

1. 物価上昇に伴い報酬額を上昇しないことは実質的に報酬額の減少になっており、社会的にも実質賃金の上昇傾向が高まっていること。
2. 他県鑑定士協会、各士業との連携強化や理事会活性化のため、業務内容が多角化しているなか、報酬額の充実により会長職の活動を下支えする必要があること。
3. 役員報酬額を令和3年に制定してから少なくとも5年は経過しており、一定の運営期間を経過しているため、規程見直しの時期については適当な時期の範囲にあること。

外部委員を含めた小委員会を組成し、委員会での意見も踏まえ、理事会において審議し、報酬額の範囲の改正に異議はありませんでした。当規程の第6条「この規程の改廃は、総会の決議により行う。」に基づき、会長の報酬額の範囲の改正について承認を求めます。

【役員報酬等及び費用に関する規程 新旧対照表】

(下線部が改正箇所)

新	旧
(目的) 第1条 この規程は、定款第31条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、定款第31条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員とは、理事及び監事をいう。 (2) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。 (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員とは、理事及び監事をいう。 (2) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。 (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。
(報酬等の支給) 第3条 当協会は、理事及び監事の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。	(報酬等の支給) 第3条 当協会は、理事及び監事の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

<p>(報酬等の額の決定及び支給方法)</p> <p>第4条 報酬等の額は、会長は月額10万円の範囲内とし、その具体的な報酬金額は、理事会の承認を得て定めるものとする。その他の理事については無報酬とする。</p> <p>2 会員である監事については無報酬とする。</p> <p>3 前2項の報酬の支給方法については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法とする。</p> <p>(費用)</p> <p>第5条 役員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。</p> <p>2 役員の旅費については、別に定める役員等旅費規程による。</p> <p>(改 廃)</p> <p>第6条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。</p> <p>(補 足)</p> <p>第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>(報酬等の額の決定及び支給方法)</p> <p>第4条 報酬等の額は、会長は月額8万円の範囲内とし、その具体的な報酬金額は、理事会の承認を得て定めるものとする。その他の理事については無報酬とする。</p> <p>2 会員である監事については無報酬とする。</p> <p>3 前2項の報酬の支給方法については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法とする。</p> <p>(費用)</p> <p>第5条 役員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。</p> <p>2 役員の旅費については、別に定める役員等旅費規程による。</p> <p>(改 廃)</p> <p>第6条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。</p> <p>(補 足)</p> <p>第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>
---	--

附 則

この規程は、令和3年5月26日からこれを適用する。

附 則 (令和8年5月27日一部改正)

本規程は、令和8年5月27日から適用する。